

## 稲城市開発等事業調整会運営規則

### (目的)

第1条 この規則は、稲城市まちづくり条例（令和7年稲城市条例第1号。以下「条例」という。）第34条第1項及び第3項の規定に基づき調整会及び事前調整会の開催並びに条例第37条の規定に基づき調整会等の運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (開催の請求)

第2条 近隣住民等（条例第2条第4号に規定する近隣住民等をいう。以下同じ。）又は特定事業者（条例第28条第2項に規定する特定事業者をいう。以下同じ。）は、条例第33条第1項の規定により調整会の開催を請求するときは、調整会開催請求書（様式）を市長に提出するものとする。

### (調整会の開催)

第3条 調整会は、条例第7条に規定するまちづくり委員会（以下「委員会」という。）の委員長（以下「委員長」という。）が招集する。

2 委員長は、調整会に近隣住民等、特定事業者、市長その他関係人又はこれらの者の代理人に対して出席を求めることができる。

3 調整会は、原則として公開とする。

### (事前調整会の開催)

第4条 事前調整会は、委員長が招集する。

2 委員長は、あらかじめ指名する委員会の委員に事前調整会に関する職務を代理することができる。

3 事前調整会は、委員会の委員3人以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 事前調整会は、原則として非公開とし、近隣住民等及び特定事業者から個別に意見を聴取する。この場合において、必要に応じて市からも意見を聴取することができる。

5 委員長が必要と認めるときは、調整会の開催期間中であっても事前調整会を開催することができる。

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式（第2条関係）

年 月 日

稲城市長 殿

住所  
請求者 氏名  
電話

調整会開催請求書

稲城市まちづくり条例第33条第1項の規定により、下記のとおり調整会を開催するよう請求します。

記

事業名称	
事業地	稲城市
要請の理由	